

25. 成績評価と修了基準

【大学院保健学研究科（博士前期課程）】

1 修了認定の基準

課程修了の基準は、下記修了に係る要件を満たすものとする。

- ・博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上修得していること。ただし、助産学コースについては、62単位以上を修得していること。
- ・研究指導を受けていること。
- ・学位論文（修士論文）又は、教授会において適当と認められた特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験に合格していること。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学位論文等の評価基準

- (1) 保健医療分野において、専門性に基づいた的確な問題の解決に向けた適切な研究に取り組むことのできる能力およびその基盤となる知識を有していること。
- (2) 学位請求論文は、科学的に信頼しうる結果に基づいて、明快な論旨とともに、論理的に書かれていること。
- (3) 研究成果を明快に提示し、質疑に対して的確な対応ができること。

なお、最終的な評価は、審査においてなされる。

3 成績評価について

授業科目終了時に行われる試験、講義等における発表・討議など授業への取り組み、レポート、小テスト及び研究等の成果を総合的に評価して行う。この総合評価に基づき、60点以上を単位認定基準とする。

4 評語及び評点に対する基準

評語	評点	基準
A+	90～100点	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	80～89点	到達目標を達成し、優秀な成果を収めている。
B	70～79点	到達目標を達成し、良好な成果を収めている。
C	60～69点	到達目標を概ね達成している。
F	0～59点	到達目標を達成していない。

【大学院保健学研究科（博士後期課程）】

1 修了認定の基準

課程修了の基準は、下記修了に係る要件を満たすものとする。

- ・博士後期課程に3年以上在学し、12単位以上修得していること。
- ・研究指導を受けていること。

- ・博士論文について、中間評価会で評価を受けていること。
- ・学位論文の審査及び最終試験に合格していること。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学位論文の評価基準

- (1) 学位請求論文は客観的公正な査読が行われている学術雑誌に掲載あるいは掲載確実の原著論文であること。
- (2) 掲載雑誌は、それぞれの専門分野において評価を受け、学術雑誌としての基準を満たしていること。
- (3) 保健医療分野において、高い専門性に基づき、主体的に研究課題を見いだし、的確なリサーチクエスチョンを設定し、それを検証するに相応しい適切な研究手法のもとに、研究を遂行できる能力および学識を有していること。
- (4) 研究成果を明快に提示し、質疑に対して的確な対応ができること。

なお、学術論文は各分野の要件を満たさなければならない。

また、最終的な評価は、審査においてなされる。

3 成績評価について

授業科目終了時に行われる試験、講義等における発表・討議など授業への取組み、レポート、小テスト及び研究の成果等を総合的に評価して行う。この総合評価に基づき、60点以上を単位認定基準とする。

4 評語及び評点に対する基準

評語	評点	基準
A+	90～100 点	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	80～89 点	到達目標を達成し、優秀な成果を収めている。
B	70～79 点	到達目標を達成し、良好な成果を収めている。
C	60～69 点	到達目標を概ね達成している。
F	0～59 点	到達目標を達成していない。

成績評価に関する質問・疑問の受付について

- ◆ 「岡山大学大学院保健学研究科授業科目における成績評価異議申立に関する要項」に基づき、異議を申し立てることができますので、学務課教務グループ保健学研究科担当にその旨を申し出てください。
- ◆ 授業科目に関して、成績開示後、開示された成績に質問・疑問等がある場合は、当該授業担当教員に質問等を行うことができます。
- ◆ 教員は学生からの成績評価に関する質問・疑問等を受け付け、真摯に対応します。
- ◆ 上記に関わらず、成績評価に関する質問・疑問等がある場合には、学務課教務グループ保健学研究科担当にその旨を申し出てください。

岡山大学大学院保健学研究科授業科目における成績評価異議申立に関する要項

平成28年 4月 1日

研 究 科 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学の学生が、当該学生が履修した保健学研究科が開講する授業科目（以下「保健学研究科授業科目」という。）に係る成績評価に対し異議申立を行う場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(異議申立事由)

第2条 学生は、当該期の保健学研究科授業科目に係る成績評価について、次の各号の一に該当する場合に、保健学研究科長へ異議を申し立てることができる。

- 一 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- 二 シラバス又は担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
- 三 その他異議申立を行うにあたり合理的又は客観的な根拠があると思われるもの

(異議申立手続)

第3条 異議を申し立てようとする学生は、保健学研究科授業科目の成績評価についての異議申立書（別紙様式1。以下「異議申立書」という。）を学務課教務グループ保健学研究科担当に提出しなければならない。

- 2 異議申立ができる期間は、当該成績評価の開示日から原則として8日以内とする。
- 3 学生からの異議申立があった場合、保健学研究科長は異議申立書の写しを当該授業担当教員に送付する。
- 4 当該授業担当教員は、速やかに、保健学研究科授業科目の成績評価についての異議申立に係る回答書（別紙様式2。以下「回答書」という。）により、保健学研究科長へ回答する。
- 5 保健学研究科長は、当該授業担当教員から提出のあった回答書の内容を調査・確認し、必要と認めるときは、当該授業担当教員からさらに詳細な説明を求め、又は成績評価の訂正を求めることができる。
- 6 保健学研究科長は、異議申立書を受理した日から原則として8日以内に、当該異議申立の結果を文書により学生へ回答するものとする。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度開講科目の成績評価から適用する。

23. 保健学研究科博士後期課程学位プログラムの中間 評価会に関する申し合わせ

制定 令和 4年 2月 15日
一部改正 令和 4年 3月 7日

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、保健学研究科博士後期課程での学位プログラムの中間評価会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 中間評価会は、博士後期課程の学生（以下「学生」という。）が水準の高い学位論文を作成できるよう指導教員やコメンテーター等から適切な助言と指導を受けることを目的として実施するものであり、学位審査を受審するための要件とする。

(開催時期及び回数)

第3条 学生が在籍する分野が主体となって、学生の研究の進捗状況等を考慮のうえ、開催時期及び回数について決定する。

(方法)

第4条 中間評価会は公開とし、分野ごとに開催日時・場所・形式などを決定し、公表する。

(コメンテーターの選出)

第5条 中間評価会では、学生ごとにコメンテーターを置くものとする。コメンテーターは、分野別に以下の条件で選出する。

1) 看護学分野

- ・2名が望ましい(最低1名)。
- ・マル合教員に限定せず、当該研究に通じた教員を選出する。
- ・保健学研究科を超えて医歯薬学総合研究科など他分野からも選定可能とする。

2) 放射線技術科学分野

- ・マル合教員から2名を選出する。
- ・保健学研究科を超えて医歯薬学総合研究科など他研究科からも選定可能とする。

3) 検査技術科学分野

- ・1名とする。
- ・マル合教員に限定しない。
- ・保健学研究科を超えて医歯薬学総合研究科など他研究科からも選定可能とする。

(報告)

第6条 学生と指導教員は、学位審査のための学位申請書において、中間評価会の実施を報告する。

(雑則)

第7条 この申し合わせに定めるもののほか、中間評価会について必要な事項は、保健学研究科教務委員会が別に定める。

附 則

この申し合わせは、令和4年4月1日から実施し、令和4年度入学生から適用する。

附 則

この申し合わせは、令和4年4月1日から実施する。